



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

告示（選）

○新宿区長選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一件）……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…六

告示

●東京都告示第204号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

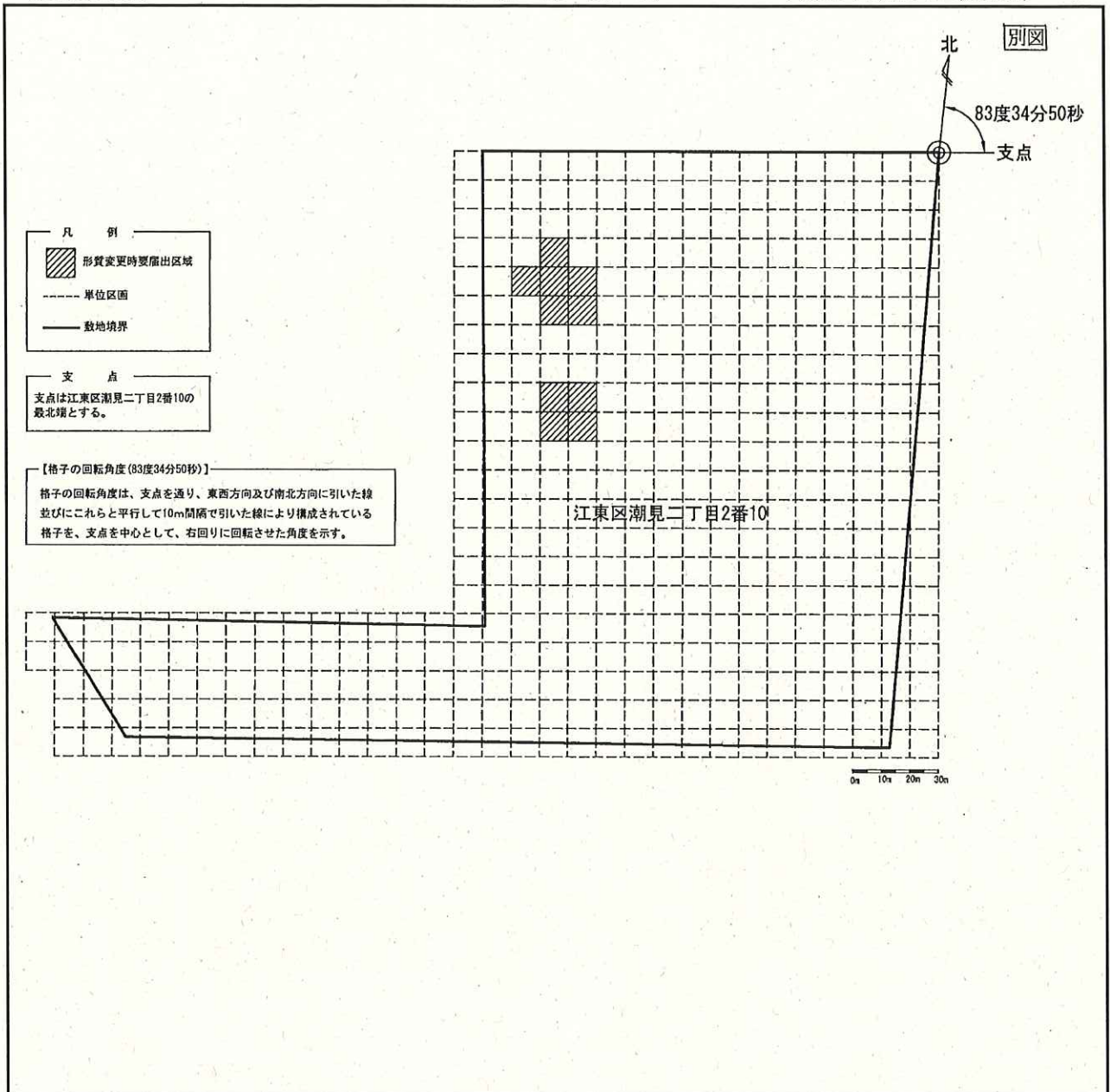
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区潮見二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物



凡 例

▨ 形質変更時要届出区域

----- 単位区画

—— 敷地境界

支 点

支点は江東区潮見二丁目2番10の最北端とする。

【格子の回転角度(83度34分50秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十七日

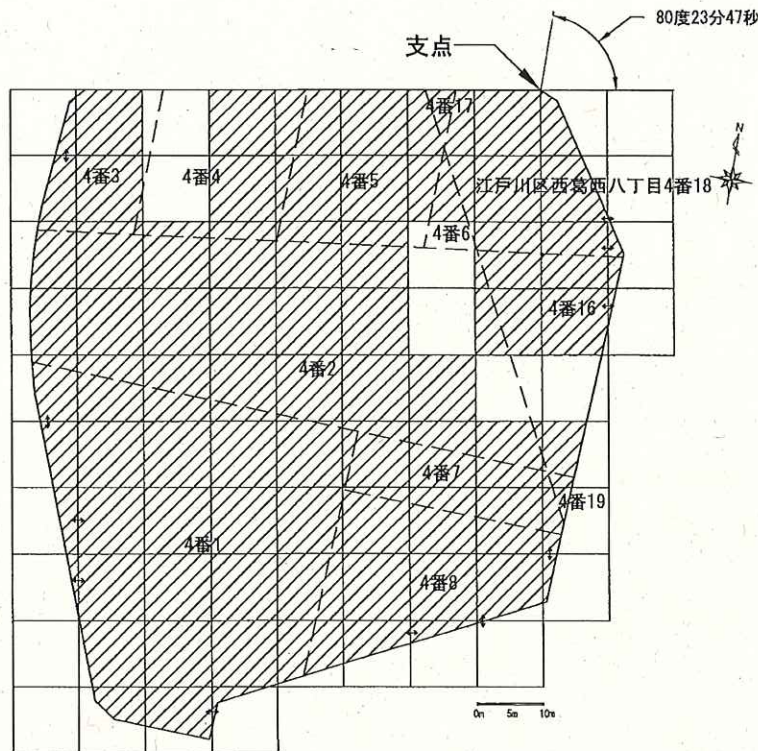
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区西葛西八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



凡 例

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

支 点

支点は江戸川区西葛西八丁目4番18の最北端とする。

【格子の回転角度(80度23分47秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

### 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号

平成三十年十一月十一日執行の新宿区長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

平成三十一年二月二十七日

東京都選挙管理委員会